



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

800	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(危機管理・消防課)	..... 1
801	瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請	(環境管理課)	..... 3
802	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	..... 4
803	〃	( 〃 )	..... 4
804	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	..... 5
805	指定自立支援医療機関の指定	( 〃 )	..... 5
806	〃	( 〃 )	..... 5
807	〃	( 〃 )	..... 6
808	畑田池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)	..... 6
809	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課)	..... 7
810	公共測量の実施	(技術調査課)	..... 7
811	公共測量の終了	( 〃 )	..... 7
812	道路の区域変更	(道路保全課)	..... 7
813	道路の供用開始	( 〃 )	..... 8
814	〃	( 〃 )	..... 8
815	〃	( 〃 )	..... 8
816	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会)	..... 8

### ○ 警察本部告示

11	一般競争入札による落札者の決定	..... 9
----	-----------------	---------

## 告 示

### 和歌山県告示第800号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

#### 2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
	1	平成30年10月4日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27

有 田	2	平成30年10月4日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成30年10月5日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山	1	平成30年10月16日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番47号
	2	平成30年10月16日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成30年10月17日	午前9時30分から	同上	同上
	2	平成30年10月17日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成30年10月18日	午前9時30分から	同上	同上
	1	平成30年10月18日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成30年10月19日	午前9時30分から	同上	同上
	3	平成30年10月19日	午後1時30分から	同上	同上
田 辺	1	平成30年10月22日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	平成30年10月22日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	平成30年10月23日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満441-8
	3	平成30年10月23日	午後1時30分から	同上	同上

（注）講習種別の番号は、次の区分による。

- 1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 3 受講手続及び受講手数料  
受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。
- 4 受講申請書の受付期間及び受付場所  
受講申請書は、平成30年8月20日（月）から同月24日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。
- 5 受講対象者  
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者
- 6 講習科目及び時間  
(1) 危険物関係法令に関する事項 1時間  
(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間
- 7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課に

問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

和歌山県総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

**和歌山県告示第801号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名  
住所 大阪府東大阪市鴻池徳庵町7-49  
名称及び代表者の氏名 株式会社ジーエスフード 代表取締役 中村瑛祐
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称  
所在地 紀の川市桃山町調月1758-11  
名称 株式会社ジーエスフード和歌山工場
- (3) 特定施設に関する事項  
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量  
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間  
平成30年7月13日から同年8月3日まで
- (2) 場所  
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始 予定年月 日	1日当 たりの 使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第4号ニ 湯煮施設	3	1.2- 2.0 t/h	完成後	11時間	通常	30	5-6	400	300	5	13	1	3
					最大	30	5-9	500	500	5	13	1	5

別表2

種類 及び 形式	構造	主要 寸法 (m)	能力 (m <sup>3</sup> /日)	汚水 等の 処理 方式	使用開始 予定年月 日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等 の量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )	

総合排水処理施設	RC製	W11.4 × L66.1 × H5.8	380	物理化学処理＋生物化学処理＋膜処理	完成後	通常	処理前	300	3-11	600	400	150	30	10	50	3,000	
							処理後	300	6.7-7.5	3.5	10	3	20	6	3	0	
							最大	処理前	380	3-11	800	800	200	50	15	100	5,000
								処理後	380	6.7-7.5	10	20	20	40	10	5	1,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m³/日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm³)
排水口No.1	通常	300	6.7-7.5	3.5	10	3	20	6	3	0
	最大	380	6.7-7.5	10	20	20	40	10	5	1,000
排水口No.2	通常	130	5.8-8.6	3	5	3	3	1	1	0
	最大	200	5.8-8.6	5	10	5	10	3	3	100

和歌山県告示第802号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成30年8月3日まで縦覧に供する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成30年7月3日

2 名称

特定非営利活動法人助けあいセンターみかん

3 代表者の氏名

池田保夫

4 主たる事務所の所在地

和歌山県新宮市千穂三丁目4番24号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子供達等のケアが必要な方々を対象に支援を行い、対等な関係を保ちつつ共に歩み、誰もが安心して暮らせる社会を共に作っていく為には、地域住民の相互扶助の精神が不可欠と考え、地域住民が自主的に参加できる相互扶助活動の拠点となり、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第803号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、

で、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年8月6日まで縦覧に供する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年7月4日

2 名称

特定非営利活動法人紀ノ国就労支援センター

3 代表者の氏名

和田訓昌

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市楠見中24-9

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対する就労継続支援事業および障害児に対する障害児通所支援事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

**和歌山県告示第804号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011400540	ハニーホーム東雲	海南市小野田1633-13	就労継続支援B型	特定なし	有限会社ライフパートナー	海南市小野田1620-101	平成30.7.1

**和歌山県告示第805号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
合同会社RAW LIFE	田辺市下屋敷町82-1	訪問看護	訪問看護ステーションあおり	平成30.7.1

**和歌山県告示第806号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社サンブリ ッジ	岩出市吉田297-4	訪問看護	訪問看護ステーションみち ラボ	平成 30.7.1

## 和歌山県告示第807号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので公示する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
タイコー堂薬局印 南店	日高郡印南町島田1164番1	—	大中涼司	平成 30.7.1

## 和歌山県告示第808号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、畑田池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員(平成30年6月3日退任)

職名	氏 名	住 所
理事	藤川嘉明	橋本市岸上202番地の3
理事	絹川幸治	橋本市岸上407番地
理事	堀面光治	橋本市神野々360番地
理事	遠藤條三	橋本市神野々318番地の3
理事	山本周平	橋本市岸上281番地
理事	野口信昭	橋本市神野々383番地
理事	永坂文二	橋本市神野々647番地
理事	米坂満男	橋本市神野々752番地
監事	高崎徳重	橋本市神野々289番地の2
監事	米坂允似	橋本市神野々777番地の3

## 2 就任した役員(平成30年6月4日就任)

職名	氏 名	住 所
理事	森田昌宏	橋本市神野々352番地
理事	米坂佳久	橋本市神野々410番地
理事	西口高義	橋本市神野々388番地
理事	城内治	橋本市神野々653番地
理事	南出昌彦	橋本市岸上190番地の2
理事	奥野浩司	橋本市神野々45番地の3
監事	久保圭司	橋本市神野々767番地の1
監事	前雅彦	橋本市神野々688番地の1

和歌山県告示第809号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成30年6月29日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

和歌山県告示第810号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき紀の川市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（レベル1000航空写真撮影・写真地図作成）
- 2 作業期間 平成30年6月28日から平成31年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市全域

和歌山県告示第811号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業期間 平成30年2月19日から同年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県有田郡湯浅町全域

和歌山県告示第812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船戸停車場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市船戸字笑松122番4地先から同市船戸字船戸140番2地先まで	旧	3.63 ） 9.27	147.25	

岩出市船戸字笑松123番1地先から同市船戸字船戸140番2地先まで	新	3.63 } 29.95	95.00	
-----------------------------------	---	--------------------	-------	--

**和歌山県告示第813号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 船戸停車場線

供用開始の区間 岩出市船戸字笑松123番1地先から同市船戸字船戸140番2地先まで

供用開始の期日 平成30年7月14日

**和歌山県告示第814号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 岩出市船戸字笑松125番1地先から同市船戸字船戸234番1地先まで

供用開始の期日 平成30年7月14日

**和歌山県告示第815号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 和歌山打田線

供用開始の区間 岩出市船戸字笑松118番7地先から同市宮字宮ノ内85番1地先まで

供用開始の期日 平成30年7月14日

**和歌山県告示第816号**

平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令



（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年7月13日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
平成30年度～平成35年度和歌山県立図書館コンピュータシステム導入及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県立図書館資料課  
和歌山市西高松一丁目7番38号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年5月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース株式会社関西支店  
大阪府大阪市中央区城見二丁目2番53号
- 5 落札金額  
90,757,713円（うち消費税及び地方消費税の額6,722,793円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成30年4月17日

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第11号

通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年7月13日

和歌山県警察本部長 宮 沢 忠 孝

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
通信指令システム及び紀州NETシステムにおけるネットワーク冗長化構築委託及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県警察本部警務部会計課  
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日  
平成30年5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所  
富士通リース・FNETSコンソーシアム  
（代表者）富士通リース株式会社  
東京都千代田区神田練堀町3番地  
（構成員）富士通ネットワークソリューションズ株式会社  
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 落札金額

19,269,360円 (うち消費税及び地方消費税の額1,427,360円)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成30年4月6日